

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p style="text-align: center;">J I S H A方式適格OSHMS基準</p> <p>1 安全衛生方針の表明</p> <p>(1) 事業者の安全衛生方針が表明されていること。</p> <p>(2) 安全衛生方針には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 事業者自らの安全衛生の基本的な考え方</p> <p>イ 労働災害の防止を図ること。</p> <p>ウ 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。</p> <p>エ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程等を遵守すること。</p> <p>オ 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。</p> <p>(3) 安全衛生方針は、次により作成されていること。</p> <p>ア 健康づくりに向けての方向を明示すること。</p> <p>イ 事業場の安全衛生活動の実績等を踏まえたものであること。</p> <p>(4) 安全衛生方針は、安全衛生活動の実態の変化、システム監査結果等に応じて、見直されていること。</p> <p>(5) 安全衛生方針は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知され、理解されていること。</p> <p>2 労働者の意見の反映</p> <p>(1) 安全衛生目標の設定等次の事項に当たり、安全衛生委員会等の活用等労働者の意見を反映する手順が定められていること。</p> <p>ア 安全衛生目標の設定</p> <p>イ 安全衛生計画の作成</p> <p>ウ 安全衛生計画の実施</p> <p>エ 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善</p> <p>(2) 関係部署（部門、職場等）の安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成をしている場合は、安全衛生目標の設定等次の事項に当たり、労働者の意見を反映する手順が定められていること。</p> <p>ア 関係部署の安全衛生目標の設定</p>	<p style="text-align: center;">J I S H A方式適格OSHMS基準</p> <p>1 安全衛生方針の表明</p> <p>(1) 事業者の安全衛生方針が表明されていること。</p> <p>(2) 安全衛生方針には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 事業者自らの安全衛生の基本的な考え方</p> <p>イ 労働災害の防止を図ること。</p> <p>ウ 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。</p> <p>エ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程等を遵守すること。</p> <p>オ 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。</p> <p>(3) 安全衛生方針は、次により作成されていること。</p> <p>ア 健康づくりに向けての方向を明示すること。</p> <p>イ 事業場の安全衛生活動の実績等を踏まえたものであること。</p> <p>(4) 安全衛生方針は、安全衛生活動の実態の変化、システム監査結果等に応じて、見直されていること。</p> <p>(5) 安全衛生方針は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知され、理解されていること。</p> <p>2 労働者の意見の反映</p> <p>(1) 安全衛生目標の設定等次の事項に当たり、安全衛生委員会等の活用等労働者の意見を反映する手順が定められていること。</p> <p>ア 安全衛生目標の設定</p> <p>イ 安全衛生計画の作成</p> <p>ウ 安全衛生計画の実施</p> <p>エ 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善</p> <p>(2) 関係部署（部門、職場等）の安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成をしている場合は、安全衛生目標の設定等次の事項に当たり、労働者の意見を反映する手順が定められていること。</p> <p>ア 関係部署の安全衛生目標の設定</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>イ 関係部署の安全衛生計画の作成  ウ 関係部署の安全衛生計画の実施  エ 関係部署の安全衛生計画の実施に関する評価及び改善  (3) 2の(1)の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。  (4) 2の(2)の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。</p> <p>3 体制の整備  (1) 事業場における安全衛生管理に係る組織、役割について、次のことが定められていること。  ア 労働安全衛生法の規定に基づく総括安全衛生管理者等法定の管理者等の役割  イ 事業者、管理者、監督者等及び安全衛生担当者の役割  ウ 安全衛生委員会の設置及びその運営  エ 安全衛生管理体制図  (2) 事業者、管理者、監督者等に安全衛生対策の推進に関するそれぞれの役割が理解されていること。  (3) システム各級管理者について、次の事項が行われていること。  ア システム各級管理者が指名されていること。  イ システム各級管理者の代表者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者（<u>法人が同一である二以上の事業場を一の単位として労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を実施する場合には、当該単位においてその事業の実施を総括管理するものを含む。</u>））及びそれ以外のシステム各級管理者の役割、責任及び権限が定められていること。  ウ システム各級管理者にそれぞれの役割が理解されていること。  エ システム各級管理者の役割、責任及び権限が労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。  (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算が確保されていること。  (5) 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されていること。  (6) 3の(5)の教育には、労働安全衛生マネジメントシステムの意義、労働安全衛</p>	<p>イ 関係部署の安全衛生計画の作成  ウ 関係部署の安全衛生計画の実施  エ 関係部署の安全衛生計画の実施に関する評価及び改善  (3) 2の(1)の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。  (4) 2の(2)の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。</p> <p>3 体制の整備  (1) 事業場における安全衛生管理に係る組織、役割について、次のことが定められていること。  ア 労働安全衛生法の規定に基づく総括安全衛生管理者等法定の管理者等の役割  イ 事業者、管理者、監督者等及び安全衛生担当者の役割  ウ 安全衛生委員会の設置及びその運営  エ 安全衛生管理体制図  (2) 事業者、管理者、監督者等に安全衛生対策の推進に関するそれぞれの役割が理解されていること。  (3) システム各級管理者について、次の事項が行われていること。  ア システム各級管理者が指名されていること。  イ システム各級管理者の代表者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者）及びそれ以外のシステム各級管理者の役割、責任及び権限が定められていること。  ウ システム各級管理者にそれぞれの役割が理解されていること。  エ システム各級管理者の役割、責任及び権限が労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。  (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算が確保されていること。  (5) 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されていること。  (6) 3の(5)の教育には、労働安全衛生マネジメントシステムの意義、労働安全衛</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>生マネジメントシステムを運用する上での遵守事項や留意事項、システム各級管理者の役割が含まれていること。</p> <p>(7) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等が活用されていること。</p> <p>4 明文化</p> <p>(1) 次の事項が文書により定められていること。</p> <p>ア 安全衛生方針</p> <p><u>イ 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の単位</u></p> <p><u>ウ 労働安全衛生法の規定に基づく総括安全衛生管理者等の法定の管理者等の役割</u></p> <p><u>エ 事業者、管理者、監督者等及び安全衛生担当者の役割</u></p> <p><u>オ 安全衛生委員会の設置及びその運営</u></p> <p><u>カ 安全衛生管理体制図</u></p> <p><u>キ</u> システム各級管理者の役割、責任及び権限</p> <p><u>ク</u> 安全衛生目標</p> <p><u>ケ</u> 安全衛生計画</p> <p><u>コ</u> 労働安全衛生マネジメントシステムにおける手順</p> <p>(7) 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等の活用等労働者の意見を反映する手順</p> <p>(イ) 関係部署の安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成をしている場合は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、労働者の意見を反映する手順</p> <p>(ロ) 文書を管理する手順</p> <p>(ニ) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定する手順</p> <p>(ホ) 機械、設備、化学物質、作業行動等の危険性又は有害性等を調査する手順</p> <p>(ヘ) 危険性又は有害性等の調査結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順</p> <p>(キ) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順</p>	<p>生マネジメントシステムを運用する上での遵守事項や留意事項、システム各級管理者の役割が含まれていること。</p> <p>(7) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等が活用されていること。</p> <p>4 明文化</p> <p>(1) 次の事項が文書により定められていること。</p> <p>ア 安全衛生方針</p> <p><u>イ</u> システム各級管理者の役割、責任及び権限</p> <p><u>ウ</u> 安全衛生目標</p> <p><u>エ</u> 安全衛生計画</p> <p><u>オ</u> 労働安全衛生マネジメントシステムにおける手順</p> <p>(7) 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等の活用等労働者の意見を反映する手順</p> <p>(イ) 関係部署の安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成をしている場合は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、労働者の意見を反映する手順</p> <p>(ロ) 文書を管理する手順</p> <p>(ニ) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定する手順</p> <p>(ホ) 機械、設備、化学物質、作業行動等の危険性又は有害性等を調査する手順</p> <p>(ヘ) 危険性又は有害性等の調査結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順</p> <p>(キ) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>(㉞) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項を労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順</p> <p>(㉟) 機械、設備、化学物質等の取扱いに関する事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順</p> <p>(㊱) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順</p> <p>(㊲) 労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順</p> <p>(㊳) システム監査を実施する手順</p> <p><u>サ 労働安全衛生法令又はこれに基づく命令に基づき実施すべき事項</u></p> <p><u>シ 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置</u></p> <p>(2) 4の(1)の文書を管理する手順が定められていること。</p> <p>(3) 4の(2)の手順には、4の(1)の文書の保管、改訂、廃棄が含まれていること。</p> <p>(4) 4の(2)の手順に基づき、4の(1)の文書が管理されていること。</p> <p>(5) 文書は必要に応じ、関係者が最新の文書を閲覧できること。</p> <p>5 記録</p> <p>(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施等に関し、必要な事項が記録され、保管されていること。</p> <p>(2) 5の(1)の記録には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画の実施状況</p> <p>イ 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善状況</p> <p>ウ 特定された危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>エ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>オ 労働災害、事故等の発生状況</p> <p>カ システム監査の結果</p> <p><u>キ 意見の反映の記録(安全衛生委員会議事録、職場会議等の記録等)</u></p> <p><u>ク 労働安全衛生マネジメントシステムの見直しの結果</u></p> <p>(3) 記録について、保管責任部署が定められていること。</p> <p>(4) 記録について、保管の期間が定められていること。</p> <p>(5) 記録は必要に応じ、関係者が閲覧できること。</p>	<p>(㉞) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項を労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順</p> <p>(㉟) 機械、設備、化学物質等の取扱いに関する事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順</p> <p>(㊱) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順</p> <p>(㊲) 労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順</p> <p>(㊳) システム監査を実施する手順</p> <p><u>カ 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置</u></p> <p>(2) 4の(1)の文書を管理する手順が定められていること。</p> <p>(3) 4の(2)の手順には、4の(1)の文書の保管、改訂、廃棄が含まれていること。</p> <p>(4) 4の(2)の手順に基づき、4の(1)の文書が管理されていること。</p> <p>(5) 文書は必要に応じ、関係者が最新の文書を閲覧できること。</p> <p>5 記録</p> <p>(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施等に関し、必要な事項が記録され、保管されていること。</p> <p>(2) 5の(1)の記録には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画の実施状況</p> <p>イ 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善状況</p> <p>ウ 特定された危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>エ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>オ 労働災害、事故等の発生状況</p> <p>カ システム監査の結果</p> <p>(3) 記録について、保管責任部署が定められていること。</p> <p>(4) 記録について、保管の期間が定められていること。</p> <p>(5) 記録は必要に応じ、関係者が閲覧できること。</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>6 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等 (労働安全衛生法等の遵守)</p> <p>(1) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定する手順が定められていること。</p> <p>(2) 6の(1)の手順に基づき、実施すべき事項が決定されていること。</p> <p>(3) 6の(2)により決定された事項を速やかに実施するか、又は安全衛生計画に盛り込んでいること。</p> <p>(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)</p> <p>(4) 機械、設備、化学物質、作業行動等の危険性又は有害性等を調査する手順が定められていること。</p> <p>(5) 6の(4)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 実施時期</p> <p>イ あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類</p> <p>ウ 危険性又は有害性の特定</p> <p>エ リスクの見積り</p> <p>(6) 6の(4)の手順に基づき、危険性又は有害性等が調査されていること。</p> <p>(7) 6の(6)の調査は、次により実施されていること。</p> <p>ア その作業に従事する労働者が関与していること。</p> <p>イ 必要な場合には専門的知識を有する者の助言等を得ていること。</p> <p>(8) 6の(6)で調査された危険性又は有害性等の調査結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順が定められていること。</p> <p>(9) 6の(8)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア リスク低減の対象とするリスクの優先度を決定する方法</p> <p>イ リスクを低減する措置の優先順位の設定</p> <p>ウ 残留リスクへの対応策</p> <p>(10) 6の(8)の手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。</p> <p>(11) 6の(10)の措置の決定は、次により実施されていること。</p> <p>ア その使用部門の管理者又は監督者が参加していること。</p> <p>イ 必要な場合には専門的知識を有する者の助言等を得ていること。</p> <p>(12) 6の(10)により決定された措置を速やかに実施するか、又は安全衛生計画</p>	<p>6 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等 (労働安全衛生法等の遵守)</p> <p>(1) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定する手順が定められていること。</p> <p>(2) 6の(1)の手順に基づき、実施すべき事項が決定されていること。</p> <p>(3) 6の(2)により決定された事項を速やかに実施するか、又は安全衛生計画に盛り込んでいること。</p> <p>(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)</p> <p>(4) 機械、設備、化学物質、作業行動等の危険性又は有害性等を調査する手順が定められていること。</p> <p>(5) 6の(4)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 実施時期</p> <p>イ あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類</p> <p>ウ 危険性又は有害性の特定</p> <p>エ リスクの見積り</p> <p>(6) 6の(4)の手順に基づき、危険性又は有害性等が調査されていること。</p> <p>(7) 6の(6)の調査は、次により実施されていること。</p> <p>ア その作業に従事する労働者が関与していること。</p> <p>イ 必要な場合には専門的知識を有する者の助言等を得ていること。</p> <p>(8) 6の(6)で調査された危険性又は有害性等の調査結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順が定められていること。</p> <p>(9) 6の(8)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア リスク低減の対象とするリスクの優先度を決定する方法</p> <p>イ リスクを低減する措置の優先順位の設定</p> <p>ウ 残留リスクへの対応策</p> <p>(10) 6の(8)の手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。</p> <p>(11) 6の(10)の措置の決定は、次により実施されていること。</p> <p>ア その使用部門の管理者又は監督者が参加していること。</p> <p>イ 必要な場合には専門的知識を有する者の助言等を得ていること。</p> <p>(12) 6の(10)により決定された措置を速やかに実施するか、又は安全衛生計画</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>に盛り込んでいること。</p> <p>(13) 機械、設備、化学物質、作業行動等に係わる残留リスクの内容と対処方法が関係者に周知されていること。</p> <p>7 安全衛生目標の設定</p> <p>(1) 安全衛生目標が設定されていること。</p> <p>(2) 安全衛生目標は、次により設定されていること。</p> <p>ア 安全衛生方針に基づいたものであること。</p> <p>イ 一定期間内に達成すべき到達点が表示されていること。</p> <p>ウ 達成の度合が客観的に評価できるようにできるだけ数値で設定されていること。</p> <p>エ 危険性又は有害性等の調査結果を踏まえたものであること。</p> <p>オ 過去の安全衛生目標の達成状況を踏まえたものであること。</p> <p>カ 労働災害、<u>事故等の原因調査結果</u>を踏まえたものであること。</p> <p>キ より高い安全衛生水準の達成を目指したものであること。</p> <p>(3) 安全衛生目標は、承認されていること。</p> <p>(4) 関係部署ごとの安全衛生目標が設定されていること。</p> <p>(5) 7の(4)の関係部署ごとの安全衛生目標は、7の(1)の安全衛生目標を踏まえ、かつ、当該部署の実状に即して設定されていること。</p> <p>(6) 関係部署の安全衛生目標を設定した場合は、その安全衛生目標は承認されていること。</p> <p>(7) 安全衛生目標は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(8) 関係部署の安全衛生目標が設定されている場合には、その安全衛生目標は関係者に周知されていること。</p> <p>8 安全衛生計画の作成</p> <p>(1) 安全衛生計画が作成されていること。</p> <p>(2) 安全衛生計画は、安全衛生目標の達成を意図したものであること。</p> <p>(3) 安全衛生計画は、次の事項に基づき作成されていること。</p> <p>ア 危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>イ 過去における安全衛生計画の実施状況</p>	<p>に盛り込んでいること。</p> <p>(13) 機械、設備、化学物質、作業行動等に係わる残留リスクの内容と対処方法が関係者に周知されていること。</p> <p>7 安全衛生目標の設定</p> <p>(1) 安全衛生目標が設定されていること。</p> <p>(2) 安全衛生目標は、次により設定されていること。</p> <p>ア 安全衛生方針に基づいたものであること。</p> <p>イ 一定期間内に達成すべき到達点が表示されていること。</p> <p>ウ 達成の度合が客観的に評価できるようにできるだけ数値で設定されていること。</p> <p>エ 危険性又は有害性等の調査結果を踏まえたものであること。</p> <p>オ 過去の安全衛生目標の達成状況を踏まえたものであること。</p> <p>カ 労働災害の<u>発生状況</u>を踏まえたものであること。</p> <p>キ より高い安全衛生水準の達成を目指したものであること。</p> <p>(3) 安全衛生目標は、承認されていること。</p> <p>(4) 関係部署ごとの安全衛生目標が設定されていること。</p> <p>(5) 7の(4)の関係部署ごとの安全衛生目標は、7の(1)の安全衛生目標を踏まえ、かつ、当該部署の実状に即して設定されていること。</p> <p>(6) 関係部署の安全衛生目標を設定した場合は、その安全衛生目標は承認されていること。</p> <p>(7) 安全衛生目標は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(8) 関係部署の安全衛生目標が設定されている場合には、その安全衛生目標は関係者に周知されていること。</p> <p>8 安全衛生計画の作成</p> <p>(1) 安全衛生計画が作成されていること。</p> <p>(2) 安全衛生計画は、安全衛生目標の達成を意図したものであること。</p> <p>(3) 安全衛生計画は、次の事項に基づき作成されていること。</p> <p>ア 危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>イ 過去における安全衛生計画の実施状況</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>ウ 安全衛生目標の達成状況</p> <p>エ 日常的な点検・改善の結果</p> <p>オ 労働災害、事故等の原因の調査結果</p> <p>カ システム監査の結果</p> <p>(4) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 危険性又は有害性等の調査結果に基づいて実施する措置及びその実施時期</p> <p>イ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づいて実施する事項及びその実施時期</p> <p>ウ 危険予知活動、4S活動、ヒヤリ・ハット報告活動、安全衛生改善提案活動<sup>ウ</sup>等の日常的な安全衛生活動の実施</p> <p><u>エ 健康の保持増進のための活動の実施</u></p> <p><u>オ</u> 実施事項の担当部署又は担当者</p> <p><u>カ</u> 予算措置</p> <p><u>キ</u> 安全衛生教育<u>及び健康教育</u>の内容及びその実施時期</p> <p><u>ク</u> 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期</p> <p><u>ケ</u> 安全衛生計画の期間に関する事項</p> <p>(5) 安全衛生計画は、承認されていること。</p> <p>(6) 機械、設備、化学物質等を新規に導入する場合等、安全衛生計画の期間中に状況が変化した場合には、必要に応じ安全衛生計画を見直すことが定められていること。</p> <p>(7) 8の(4)の<u>キ</u>の安全衛生教育<u>及び健康教育</u>について、そのカリキュラムが定められていること。</p> <p>(8) 関係部署ごとの安全衛生計画が作成されていること。</p> <p>(9) 8の(8)の関係部署ごとの安全衛生計画は、8の(1)の安全衛生計画を踏まえ、かつ、当該部署の実状に即して作成されていること。</p> <p>(10) 関係部署の安全衛生計画を作成した場合は、その安全衛生計画は承認されていること。</p> <p>(11) 安全衛生計画は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(12) 関係部署の安全衛生計画が作成されている場合には、その安全衛生計画は</p>	<p>ウ 安全衛生目標の達成状況</p> <p>エ 日常的な点検・改善の結果</p> <p>オ 労働災害、事故等の原因の調査結果</p> <p>カ システム監査の結果</p> <p>(4) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 危険性又は有害性等の調査結果に基づいて実施する措置及びその実施時期</p> <p>イ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づいて実施する事項及びその実施時期</p> <p>ウ 危険予知活動、4S活動、ヒヤリ・ハット報告活動、安全衛生改善提案活動、<u>健康づくり活動</u>等の日常的な安全衛生活動の実施</p> <p><u>エ</u> 実施事項の担当部署又は担当者</p> <p><u>オ</u> 予算措置</p> <p><u>カ</u> 安全衛生教育の内容及びその実施時期</p> <p><u>キ</u> 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期</p> <p><u>ク</u> 安全衛生計画の期間に関する事項</p> <p>(5) 安全衛生計画は、承認されていること。</p> <p>(6) 機械、設備、化学物質等を新規に導入する場合等、安全衛生計画の期間中に状況が変化した場合には、必要に応じ安全衛生計画を見直すことが定められていること。</p> <p>(7) 8の(4)の<u>カ</u>の安全衛生教育について、そのカリキュラムが定められていること。</p> <p>(8) 関係部署ごとの安全衛生計画が作成されていること。</p> <p>(9) 8の(8)の関係部署ごとの安全衛生計画は、8の(1)の安全衛生計画を踏まえ、かつ、当該部署の実状に即して作成されていること。</p> <p>(10) 関係部署の安全衛生計画を作成した場合は、その安全衛生計画は承認されていること。</p> <p>(11) 安全衛生計画は、労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(12) 関係部署の安全衛生計画が作成されている場合には、その安全衛生計画は</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>関係者に周知されていること。</p> <p>9 安全衛生計画の実施等 (安全衛生計画の実施)</p> <p>(1) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 9の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画に基づく活動等を実施するに当たっての具体的内容の決定方法</p> <p>イ 経費の執行方法</p> <p>(3) 9の(1)の手順に基づき、安全衛生計画が実施されていること。</p> <p>(4) 8の(6)の定めに基づき、安全衛生計画が見直されていること。</p> <p>(5) 安全衛生計画の実施に当たり、状況の変化等があった場合は、必要に応じて調整が行われていること。</p> <p>(6) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために、必要な事項を労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順が定められていること。</p> <p>(7) 9の(6)の手順に基づき、必要な事項が労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(機械、設備、化学物質等の取扱いに関する書面の入手)</p> <p>(8) 機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合、これらの取扱いに関する事項を記載した書面等が入手されていること。</p> <p>(9) 9の(8)の事項のうち、必要な事項を労働者に周知させる手順が定められていること。</p> <p>(10) 9の(9)の手順に基づき、必要な事項が労働者に周知されていること。</p> <p>(機械、設備、化学物質等の取扱いに関する書面の交付)</p> <p>(11) 機械、設備、化学物質等を譲渡又は提供する場合は、これらの取扱いに関する事項を記載した書面等を交付していること。</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>(12) 新規採用者、危険有害作業従事者、管理者及び監督者に対して教育が実施されていること。</p> <p>(作業手順書の整備)</p> <p>(13) 作業手順書が整備されているとともに、その中に安全衛生に関する事項が</p>	<p>関係者に周知されていること。</p> <p>9 安全衛生計画の実施等 (安全衛生計画の実施)</p> <p>(1) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 9の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画に基づく活動等を実施するに当たっての具体的内容の決定方法</p> <p>イ 経費の執行方法</p> <p>(3) 9の(1)の手順に基づき、安全衛生計画が実施されていること。</p> <p>(4) 8の(6)の定めに基づき、安全衛生計画が見直されていること。</p> <p>(5) 安全衛生計画の実施に当たり、状況の変化等があった場合は、必要に応じて調整が行われていること。</p> <p>(6) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために、必要な事項を労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順が定められていること。</p> <p>(7) 9の(6)の手順に基づき、必要な事項が労働者、関係請負人その他の関係者に周知されていること。</p> <p>(機械、設備、化学物質等の取扱いに関する書面の入手)</p> <p>(8) 機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合、これらの取扱いに関する事項を記載した書面等が入手されていること。</p> <p>(9) 9の(8)の事項のうち、必要な事項を労働者に周知させる手順が定められていること。</p> <p>(10) 9の(9)の手順に基づき、必要な事項が労働者に周知されていること。</p> <p>(機械、設備、化学物質等の取扱いに関する書面の交付)</p> <p>(11) 機械、設備、化学物質等を譲渡又は提供する場合は、これらの取扱いに関する事項を記載した書面等を交付していること。</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>(12) 新規採用者、危険有害作業従事者、管理者及び監督者に対して教育が実施されていること。</p> <p>(作業手順書の整備)</p> <p>(13) 作業手順書が整備されているとともに、その中に安全衛生に関する事項が</p>



新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>含まれていること。</p> <p>(14) 作業手順書に必要に応じて作業従事時に装着する保護具について定められていること。</p> <p>(関係請負人の安全衛生の確保)</p> <p>(15) 関係請負人に関する危険性又は有害性等についての情報が提供されていること。</p> <p>(16) 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する支援が行われていること。</p> <p>(17) 9の(16)の安全衛生教育には、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が含まれていること。</p> <p>(18) 関係請負人の安全衛生活動状況が定期的に報告されていること。</p> <p>(日常的な安全衛生活動)</p> <p>(19) 次の日常的な安全衛生活動が実施されていること。</p> <p>ア 危険予知活動</p> <p>イ 4S (整理、整頓、清潔、清掃) 活動</p> <p>ウ ヒヤリ・ハット報告活動</p> <p>エ 安全衛生改善提案活動</p> <p>オ 作業開始時等のミーティング</p> <p>カ 安全衛生パトロール</p> <p><u>(健康の保持増進のための活動)</u></p> <p><u>(20) 次の健康の保持増進のための活動が1つ以上実施されていること。</u></p> <p><u>ア 運動指導</u></p> <p><u>イ 保健指導</u></p> <p><u>ウ メンタルヘルスケア</u></p> <p><u>エ 栄養指導</u></p> <p><u>オ その他の健康づくりの活動</u></p> <p>(21) 日常的な安全衛生活動及び健康の保持増進のための活動は、次により実施されていること。</p> <p>ア 関係部署の関係者がV活動に参加していること。</p> <p>イ 事業場及び関係部署は、活動状況を把握して評価していること。</p>	<p>含まれていること。</p> <p>(14) 作業手順書に必要に応じて作業従事時に装着する保護具について定められていること。</p> <p>(関係請負人の安全衛生の確保)</p> <p>(15) 関係請負人に関する危険性又は有害性等についての情報が提供されていること。</p> <p>(16) 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する支援が行われていること。</p> <p>(17) 9の(16)の安全衛生教育には、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が含まれていること。</p> <p>(18) 関係請負人の安全衛生活動状況が定期的に報告されていること。</p> <p>(日常的な安全衛生活動)</p> <p>(19) 次の日常的な安全衛生活動が実施されていること。</p> <p>ア 危険予知活動</p> <p>イ 4S (整理、整頓、清潔、清掃) 活動</p> <p>ウ ヒヤリ・ハット報告活動</p> <p>エ 安全衛生改善提案活動</p> <p>オ 作業開始時等のミーティング</p> <p>カ 安全衛生パトロール</p> <p>(20) 日常的な安全衛生活動は、次により実施されていること。</p> <p>ア 関係部署の関係者が<u>日常的な安全衛生</u>活動に参加していること。</p> <p>イ 事業場及び関係部署は、活動状況を把握して評価していること。</p>
10 緊急事態への対応	10 緊急事態への対応

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>(1) あらかじめ緊急事態が生ずる可能性が評価されていること。</p> <p>(2) 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置が定められていること。</p> <p>(3) 10の(2)の措置には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置</p> <p>    (ア) 消火及び避難の方法</p> <p>    (イ) 被災した労働者の救護の方法</p> <p>    (ウ) 消火設備、避難設備及び救助機材の配備</p> <p>    (エ) 緊急連絡先の設定</p> <p>    (オ) 二次災害の防止対策</p> <p>イ 緊急事態発生時の各部署の役割及び指揮命令系統の設定</p> <p>ウ 避難訓練の定期的な実施</p> <p>(4) 10の(2)に基づき、適切に対応されていること。</p> <p>(5) 10の(2)の措置について、関係労働者に周知されていること。</p>	<p>(1) あらかじめ緊急事態が生ずる可能性が評価されていること。</p> <p>(2) 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置が定められていること。</p> <p>(3) 10の(2)の措置には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置</p> <p>    (ア) 消火及び避難の方法</p> <p>    (イ) 被災した労働者の救護の方法</p> <p>    (ウ) 消火設備、避難設備及び救助機材の配備</p> <p>    (エ) 緊急連絡先の設定</p> <p>    (オ) 二次災害の防止対策</p> <p>イ 緊急事態発生時の各部署の役割及び指揮命令系統の設定</p> <p>ウ 避難訓練の定期的な実施</p> <p>(4) 10の(2)に基づき、適切に対応されていること。</p> <p>(5) 10の(2)の措置について、関係労働者に周知されていること。</p>
<p>11 日常的な点検、改善等</p> <p>(1) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 11の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画の進行の管理及びその方法並びに実施責任者</p> <p>イ 安全衛生目標の達成状況の把握及びその方法並びに実施責任者</p> <p>ウ 問題点の原因調査及びその方法並びに実施責任者</p> <p>エ <u>改善及びその方法並びに実施責任者</u></p> <p>オ 改善結果の確認及びその方法並びに実施責任者</p> <p>(3) 11の(1)の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。</p> <p>(4) 次回の安全衛生計画を作成するに当たって、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が反映されていること。</p>	<p>11 日常的な点検、改善等</p> <p>(1) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 11の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生計画の進行の管理及びその方法並びに実施責任者</p> <p>イ 安全衛生目標の達成状況の把握及びその方法並びに実施責任者</p> <p>ウ 問題点の原因調査及びその改善並びに<u>それらの</u>実施責任者</p> <p>エ 改善結果の確認及びその方法並びに実施責任者</p> <p>(3) 11の(1)の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。</p> <p>(4) 次回の安全衛生計画を作成するに当たって、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が反映されていること。</p>
<p>12 労働災害発生原因の調査等</p> <p>(1) 労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査並びに問題点の把握及び改善</p>	<p>12 労働災害発生原因の調査等</p> <p>(1) 労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査並びに問題点の把握及び改善</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 12の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 原因調査の方法及び実施責任者</p> <p>イ 改善方法、改善結果を確認する方法及び実施責任者</p> <p>ウ 改善の効果を確認する方法及び実施責任者</p> <p>(3) 労働災害、事故等が発生した場合には、12の(1)の手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善が実施されていること。</p> <p>(4) 労働災害の原因調査は、災害の原因となった直接要因だけでなく、その災害等の背景要因も含めて調査されていること。</p> <p>(5) 次回の安全衛生計画を作成するに当たって、労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善の結果が反映されていること。</p> <p>13 システム監査</p> <p>(1) システム監査を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 13の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 定期的なシステム監査の計画の作成 (システム監査の内容を含むこと。)</p> <p>イ 定期的な実施 (安全衛生計画の期間中に少なくとも1回は実施すること。)</p> <p>(3) 13の(1)の手順に基づき、システム監査が実施されていること。</p> <p>(4) システム監査の実施には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生目標の達成状況の把握</p> <p>イ 問題点の把握</p> <p>(5) システム監査は、文書、記録等の調査、システム各級管理者との面談、作業場等の視察により実施されていること。</p> <p>(6) システム監査の実施者には、必要な能力を有し、公平かつ客観的な立場にある者が選任されていること。</p> <p>(7) システム監査の結果、システム監査報告書に改善の必要がある旨の記載がある場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善が行われていること。</p> <p>14 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し</p> <p>システム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの</p>	<p>を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 12の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 原因調査の方法及び実施責任者</p> <p>イ 改善方法、改善結果を確認する方法及び実施責任者</p> <p>ウ 改善の効果を確認する方法及び実施責任者</p> <p>(3) 労働災害、事故等が発生した場合には、12の(1)の手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善が実施されていること。</p> <p>(4) 労働災害の原因調査は、災害の原因となった直接要因だけでなく、その災害等の背景要因も含めて調査されていること。</p> <p>(5) 次回の安全衛生計画を作成するに当たって、労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善の結果が反映されていること。</p> <p>13 システム監査</p> <p>(1) システム監査を実施する手順が定められていること。</p> <p>(2) 13の(1)の手順には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 定期的なシステム監査の計画の作成 (システム監査の内容を含むこと。)</p> <p>イ 定期的な実施 (安全衛生計画の期間中に少なくとも1回は実施すること。)</p> <p>(3) 13の(1)の手順に基づき、システム監査が実施されていること。</p> <p>(4) システム監査の実施には、次の事項が含まれていること。</p> <p>ア 安全衛生目標の達成状況の把握</p> <p>イ 問題点の把握</p> <p>(5) システム監査は、文書、記録等の調査、システム各級管理者との面談、作業場等の視察により実施されていること。</p> <p>(6) システム監査の実施者には、必要な能力を有し、公平かつ客観的な立場にある者が選任されていること。</p> <p>(7) システム監査の結果、システム監査報告書に改善の必要がある旨の記載がある場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善が行われていること。</p> <p>14 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し</p> <p>システム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの</p>

新 (令和2年4月1日改正)	旧
<p>妥当性及び有効性を確保するため、事業者による労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われていること。</p> <p>15 労働安全衛生マネジメントシステムの運用による効果 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、安全衛生水準の向上が見られること</p>	<p>妥当性及び有効性を確保するため、事業者による労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われていること。</p> <p>15 労働安全衛生マネジメントシステムの運用による効果 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、安全衛生水準の向上が見られること</p>